

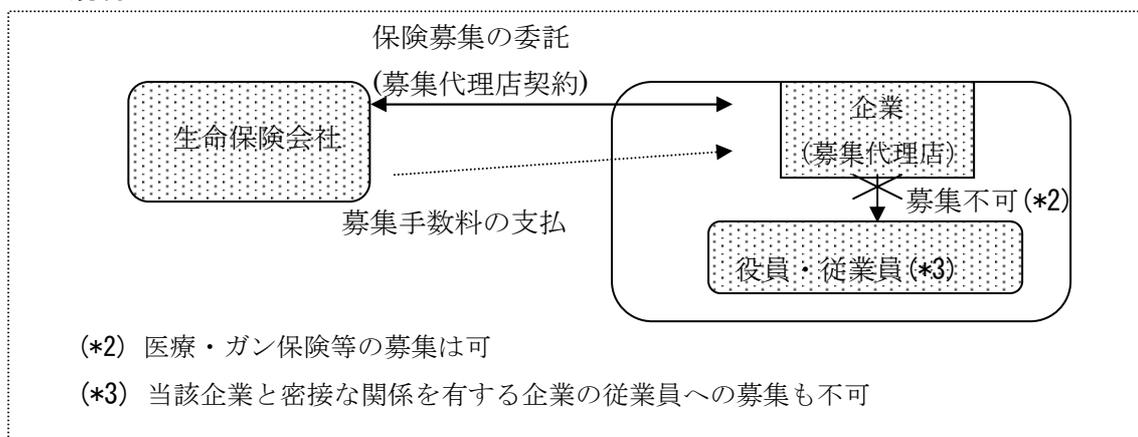
## 生命保険の構成員契約規制について

### 【規制の概要】

- 企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者<sup>\*1</sup>（企業）の役員・従業員に対する保険募集を原則として禁止している規制

（\*1）密接な関係を有する者の範囲は平成十年大蔵省告示第二百三十八号で規定

### <規制イメージ>



### 【保険審議会答申】

- 保険審議会答申（平成4年6月）

#### 2. 保険商品の販売について

##### (5) その他

- ハ. 利用者保護、公正な取引確保の観点から、企業の取引関係その他の優越的地位を背景とした圧力販売、不当な割戻し等につながる行為については、商品特性等に応じ所要の措置を講じることについて法制的な観点を含め検討が行われる必要がある。

### 【行政改革委員会からの指摘】

- 行政改革委員会「最終意見」（平成9年12月）

#### 9. 金融・証券・保険

##### (5) 生命保険の構成員契約について

（前略）今後、保険業法等において、消費者の意見を踏まえつつ、「圧力募集」に対処する他の実効性のある透明なルールを検討するとともに、構成員契約規制の撤廃の可否を含めた検討を行っていくべきである。

## 規制改革推進3カ年計画（改定）

（平成14年3月29日 閣議決定）

### 抜粋（構成員契約規制）

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
生命保険の構成員契約規制（金融庁）	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討	検討	

保険業法	保険業法施行規則	告示
<p>( 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為 )</p> <p>第三百条 保険会社、保険会社の役員 ( 生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。 ) 生命保険募集人、損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為</p> <p>四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為</p> <p>五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為</p> <p>六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為</p>	<p>( 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為 )</p> <p>第二百三十四条 法第三百条第一項第九号 に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 何らの名義によってするかを問わず、法第三百条第一項第五号 に規定する行為の同項 の規定による禁止を免れる行為</p> <p>二 <u>法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他当該生命保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等又は法第二百十九条第四項 の免許を受けた免許特定法人の引受社員を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為</u>その他の保険契約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為</p> <p>三 保険会社との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社の特定関係者 ( 法第百条の三 に規定する特定関係者及び法第百九十四条 に規定する特殊関係者をいう。 ) が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為</p> <p>四 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為</p> <p>五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類</p>	<p>平成十年大蔵省告示第二百三十八号</p> <p>( 生命保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者の範囲 )</p> <p>( 生命保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者の範囲 )</p> <p>第一条 保険業法施行規則第二百三十四条第二号に規定する生命保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 資本関係に照らし当該生命保険募集人又は保険仲立人 ( 以下「生命保険募集人等」という。 ) と密接な関係を有する次に掲げる法人の役員又は使用人</p> <p>イ 当該生命保険募集人等の特定関係法人</p> <p>ロ 当該生命保険募集人等を特定関係法人とする法人</p> <p>ハ イに掲げる法人の特定関係法人</p> <p>ニ イ又はロに掲げる法人を特定関係法人とする法人</p> <p>二 当該生命保険募集人等との間で、常務に従事する役員又は使用人の兼職、出向、転籍その他の人事交流を行っている法人の役員又は使用人</p> <p>三 その他設立の経緯又は取引関係に照らし当該生命保険募集人等と密接な関係を有すると認められる法人の役員又は使用人</p> <p>2 前項第一号に規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次の各号に掲げる者 ( 第二号から第六号までに掲げる者については、当該法</p>

保険業法	保険業法施行規則	告示
<p>七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実にであると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為</p> <p>八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社の特定関係者( 第百条の三に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社( 保険会社を除く。 ) 及び保険業を行う者以外の者をいう。 ) が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為</p> <p><u>九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為</u></p> <p>2 前項第五号の規定は、保険会社が第四条第二項各号( 外国保険会社等の場合にあつては、第百八十七条第三項各号 ) に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。</p>	<p>又は保険会社の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為</p> <p>六 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が自ら行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為</p> <p>七 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募集をする行為</p> <p>八 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、住宅関連信用生命保険契約の保険募集を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為</p> <p>九 銀行等である生命保険募集人又は保険仲立人が、個人年金保険契約のうち第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保</p>	<p>人の議決権( 保険業法( 平成七年法律第百五号。以下「法」という。 ) 第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。 ) を保有しない者を含む。 ) に該当する者であつて、合計して当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有するもの( 法人に限る。 ) をいう。</p> <p>一 当該法人の議決権の全部又は一部を保有する一の者</p> <p>二 前号に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者</p> <p>三 前号に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者</p> <p>四 第一号に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有される法人</p> <p>五 前号に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有される法人</p> <p>六 第二号に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有される法人</p> <p>( 保険募集を行うことができる保険の範囲 )</p> <p>第二条 保険業法施行規則第二百三十四条第二号に規定する金融庁長官が定める保険は、次に</p>

保険業法	保険業法施行規則	告示
	<p>険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為</p> <p>十 銀行等の特定関係者(令第三十八条 に定める金融機関(同条第五号 に掲げるものを除く。))のうち、同条第四号 に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条、令第三十八条第七号 に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の三の二、令第三十八条第八号 に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条 において準用する場合を含む。)に規定する特定関係者をいう。)である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為</p> <p>2 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、前項第七号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</p>	<p>掲げるものとする。</p> <p>一 法第三条第四項第二号に掲げる保険</p> <p>二 被保険者に係る次に掲げる事由に関し一定額の保険金を支払うこと及び被保険者の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約する保険(入院に関し一日当たりの保険金額(以下「入院給付日額」という。))が設定されているものに限る。)(以下「医療保険」という。)であつて、被保険者の死亡に関する保険金の額が入院給付日額の百倍を限度とするもの</p> <p>イ 疾病にかかったこと。</p> <p>ロ 出産</p> <p>ハ 法第三条第四項第二号ホに規定する治療を受けたこと。</p> <p>三 被保険者が次に掲げる事由を直接の原因として常時の介護を要する身体の状態となったことに関し一定額の保険金を支払うこと及び被保険者の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約する保険(以下「介護保険」という。)であつて、被保険者の死亡に関する保険金の額が既に払い込まれた保険料の合計額又はこれに準じて計算された額を限度とするもの</p>

保険業法	保険業法施行規則	告示
	<p>であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該書面の交付をしたものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法であって、銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち銀行等である生</p>	<p>イ 疾病にかかったこと。</p> <p>ロ 傷害を受けたこと。</p> <p>ハ 出産</p> <p>ニ 老衰</p> <p>四 その他被保険者に係る法第三条第四項第二号イからホまでに掲げる事由に関し一定額の保険金を支払うこと及び被保険者の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約する保険であって、被保険者の死亡に関する保険金の限度額が前二号に掲げるものに準ずるもの(医療保険及び介護保険を除く。)</p>

保険業法	保険業法施行規則	告示
	<p>命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	